

各自治会長 殿

宮崎市長 清山 知憲

(公印省略)

令和6年度「環境美化の日」の実施について(依頼)

陽春の候 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、環境行政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では地域の環境美化を推進するため、環境月間である6月の第1日曜日を「環境美化の日」として設定し、一斉清掃を実施しておりますが、本年度も下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴自治会におかれましても趣旨をご理解のうえ、ご参加いただくとともに、会員のみなさま方への周知につきましてもご協力いただきますようお願いいたします。

なお、「環境美化の日」一斉清掃の保険適用範囲につきまして、下記「2 清掃場所」の注意事項をお読みください。

また、自治会長が交代されている場合には、お手数をおかけしますが、新しい自治会長様へ引き継ぎいただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 実施日 令和6年6月2日(日)

※雨天中止の場合は6月9日(日)に延期します。延期した場合には、6月9日(日)に収集を行います。

※中止の場合は、当日の朝6時30分に態度決定をし、各自治会連合会長を通して各自治会長に連絡いたします。また、宮崎市ホームページにも掲載します。

2 清掃場所

自治会内のごみ集積所や道路等、日頃清掃の行き届かない公共の場所

※上記公共の場所に、助成金、補助金を受けて清掃等を実施している公園などは含まれません。一斉清掃の保険の対象になりませんので作業をお控えください。また、私道も同様です。

3 実施計画書の提出

(1) 提出期限：令和6年5月10日(金)必着(期限厳守でお願いします。)

※清掃実施の有無に関わらず、実施計画書は必ずご提出ください。

実施計画書の提出がない場合は、収集できませんのでご注意ください。

(裏面に続く。)

(2) 提出方法：以下のいずれかの方法でご提出ください。

①郵送する。（同封の返信用封筒をご使用ください。）

②FAXする。（FAX番号：21-1686）

③市ホームページに掲載されている「環境美化の日実施計画書」に入力後、
電子メールで送付する。（E-mail：09gyoumu@city.miyazaki.miyazaki.jp）

※掲載されているページへの行き方

市トップページ>くらし・手続き>ごみ・環境>環境保全>一斉清掃できれいなま
ちをつくりましょう！

URL：http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/trash/environment/
67002.html

(3) 注意事項

- ▶ 実施計画書の「③排出見込量」に記載がない場合は、当日にごみ・排土が排出されても収集できません。記入漏れにご注意ください。
- ▶ 実施計画書の「⑤ごみ集積箇所」は、前回の「環境美化の日（6月）」または「市民一斉清掃（11月）」と同じである場合、該当するいずれかの（ ）内に〇印をお願いします。また、前回のどちらとも違う集積箇所の場合のみ、「⑥ごみ集積箇所見取図」の記入をお願いします。
- ▶ 実施計画書の「⑥ごみ集積箇所見取図」欄を記入される場合は、場所が特定できるような目印になる建造物の記入をお願いします。また、収集車（4t車両）が進入できない細い路地などに、集積箇所を設けないようにお願いします。

4 その他

- (1) ごみの分別は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類になります。
- (2) ごみを出す際は、総合支所、地域センター、地域事務所、環境業務課で配布する45リットル以下の無色透明袋を使用してください。
- (3) ごみの分別など、清掃時の注意点については別紙「令和6年 環境美化の日実施要領」をご覧ください。
- (4) 使用していない配布した透明袋は環境業務課及び各総合支所地域市民福祉課・地域センター・地域事務所へ必ずご返却ください。
- (5) 各自治会内で案内文書を作成する際の参考としていただくため、事例を宮崎市ホームページで紹介しておりますので参考にしてください。
- (6) 11月10日（日）には「市民一斉清掃」（宮崎市自治会連合会主催）が予定されています。

（文書取扱）

宮崎市環境部環境業務課

電話 21-1762 FAX 21-1686

E-mail 09gyoumu@city.miyazaki.miyazaki.jp